

第9回防火管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成19年4月20日(金)13:30～16:40

2. 開催場所：日本電気協会 4階C会議室

3. 出席者(順不同,敬称略)

出席委員：小暮主査(東京電力),増田(四国電力),佐野(日本原子力発電),平澤(原子力安全基盤機構),鈴木(電源開発),藤原(関西電力),田中(中国電力),ト部(北海道電力),沢田(北陸電力) (9名)

代理出席：亀川(九州電力・藤井),亀山(東北電力・阿部) (2名)

欠席委員：鶴田(総務省・消防庁),井川(中部電力) (2名)

オブザーバ：近藤(日本原子力発電) (1名)

事務局：長谷川・大東(日本電気協会) (2名)

4. 配付資料

資料9-1 防火管理検討会 委員名簿

資料9-2 第8回防火管理検討会 議事録(案)

資料9-3-1 「J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(仮称)一次ドラフト案」への各社コメント

資料9-3-2 「J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(仮称)一次ドラフト案」へのコメント(東北電力)

資料9-3-3 「J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(仮称)一次ドラフト案」へのコメント(J N E S)

資料9-3-4 「J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(仮称)一次ドラフト案」へのコメント(四国電力)

資料9-3-5 「J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(仮称)一次ドラフト案」へのコメント(東京電力)

資料9-3-6 「J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(仮称)一次ドラフト案」へのコメント(九州電力)

資料9-3-7 「J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(仮称)一次ドラフト案」へのコメント(中国電力)

参考資料1 第11回運転・保守分科会議事録(案)

5. 議事

(1) 会議定足数確認

本検討会委員総数13名に対して代理者を含めた本日の委員出席者数は11名で,規約上の決議条件の「委員総数の2/3以上の出席」を満たしていることが確認された。

(2) 代理出席者およびオブザーバの承認

事務局より,上記の代理出席者およびオブザーバが紹介され,小暮主査より会議参加が承認さ

れた。

(3) 前回検討会議事録(案)の承認

事務局より、資料 9-2 に基づき、前回検討会の議事録(案)が紹介され、本内容について承認された。

(4) 第 19 回基本方針策定タスク議事および第 24 回原子力規格委員会議事の紹介

事務局より、第 19 回基本方針策定タスク議事および第 24 回原子力規格委員会議事が紹介された。防火管理検討会関連では、原子力規格委員会にて平成 19 年度活動計画が承認されたことが紹介された。

(5) 火災防護管理指針(仮称)素案の検討

各委員より資料 9-3-1~7 に基づき、火災防護管理指針(案)へのコメントについて説明があった。今回議論された内容を踏まえて修文を行い、更に検討して行くこととなった。

主なコメントは以下のとおり。

(本文関連)

- a . 本指針では原子力防災は除外であるが、関連法令に記載があっても問題ないため、1.3 に「原子力災害対策特別措置法」を残す。
- b . 1.4(1)は、「所轄消防署」「所轄消防署、消防本部」とする。
- c . 1.4(5)「可燃物」については、出典を確認する。
- d . 6(1)の「原子力発電所で作業に従事する従業員」には、協力企業も含める。
- e . 7.2.1(5)に「中央制御室外停止盤専用の消火器具・設備を設置しておく」とあるが、現場実態を反映して、「中央制御室外停止盤専用」の「専用」を削除、「消火器具・設備」の「・設備」を削除とする。
- f . 8.3.2(2)は、火災防護活動のうち放射線に関わるのが主であるが、原案で読み取れるので原案のままとする。
- g . 8.3.3(3)で「放射線危険区域内で発生した負傷者は、放射線危険区域外まで搬送し」とあるが、負傷者を移動させることができない場合も考えられるため、「原則として放射線危険区域外まで搬送し」とする。
- h . 9.1.2 の「安全上」とは、作業安全とプラントの安全の両方を包含するものとする。

(解説関連)

- i . 解説 1-2 の「原子力施設」の範囲は、JEAC4111 の定義による。
- j . 解説 1-4 は本文 1.3 にかかるので、1.3 からの呼び込みとする。
- k . 解説図 1-4 のフロー上流は、「原子炉等規制法」として本文の記載と整合をとる。
- l . 解説 2-2(2)(a)は、本文 7.2.2 と整合をとって「消火設備等」とする。
- m . 解説 3-3 は、消防法及び全国消防協会発行の「消防計画の作成」と整合をとって、「防火担当責任者」「防火担当責任者等」とする。
- n . 解説 3-4(3)の「放射線防護器具・非常用通信」「消防用設備」とする。
- o . 解説 3-4 の「自衛消防隊の組織」における協力会社の役割としては、初期消火や教育が該当すると思うが、記載の程度については再検討する。

- p . 解説 3-6 の表中で , 「消火設備」 「消火活動」とする。
- q . 解説 4-1 は , 協定を締結していない発電所もあるので , 「協定等によりあらかじめ定めておく」等の表現に見直しを行なう。
- r . 解説 4-1(4)の「建物及び諸設備」のうち , 「建物」 「消防用設備等に影響を与えるような建物の新築・増築もしくは改善」 , 「諸設備」 「消防用設備」とする。
- s . 解説 4-2(1)(e)の「原子力防災管理者」 「防火管理統括者」とする。
- t . 解説 4-2(2) (b)の「通報が必要な火災規模等」は , あらゆる火災について通報する基準を設定するのではなくて , 各事業者間で通報内容にばらつきがあるので共通の目安を定めることを趣旨としている。
- u . 解説 5-1(10)の「鎮火確認手順」 「消火確認手順」とする。
- v . 解説 5-1(12) ~ (17)は , 定められた手順があるか各社が現状の確認を行なう。そして , どのような内容を指すのか , 例示もしくは解説等の記載が可能か検討を行なう。
- w . 解説 7-5 の「安全上重要な区域」とは , 火災による損傷を受けた時に原子炉の安全性に影響を及ぼす機器等が設置されている場所を意味する。定検中に携帯可能な電気ヒーターが使用できないと不都合があるかもしれないので , 現状を確認して必要に応じて表現の見直しを行なう。
- x . 解説 8.6 の「原子力防災管理者」 「防火管理統括者」とする。

(6) その他

- a 本日の検討結果を各委員が順番に反映して , まとまったものを事務局より各委員に配信して , それを基に次回検討会にて議論することとなった。
- b . 次回検討会開催は , 5 月中旬で調整することとした。

以 上